

3. きゅうじゅうたく とし せいび こうだん (げんとしさいせいきこう),
旧住宅・都市整備公団(現都市再生機構),

じゅうたくきょうきゅう こうしゃ, じゅうたくきょうかい, かいはつ こうしゃ,
住宅供給公社, 住宅協会, 開発公社,

とどうふけん, しちょうそん, しょゆうまた, かんり, ちんたい
都道府県, 市町村などが所有又は管理する賃貸

じゅうたくいがい, いがい
住宅以外のもので4~7以外のもの。

4. かいしゃ, だんたい, かんこうちょう, しょゆうまた, かんり
会社, 団体, 官公庁などが所有又は管理してい

しょくいん, しょくむ, つごうじょう, きゅうよ, いちぶ
て, その職員の職務の都合上または給与の一部として

きょじゅう, じゅうたく, やちん, しはら, うむ, と
居住させている住宅。家賃の支払いの有無を問わない。

どくしんりょう, ふく
(独身寮を含む。)

5. きゅうじゅうたく とし せいび こうだん (げんとしさいせいきこう),
旧住宅・都市整備公団(現都市再生機構),

じゅうたくきょうきゅう こうしゃ, じゅうたくきょうかい, かいはつ こうしゃ,
住宅供給公社, 住宅協会, 開発公社,

とどうふけん, しちょうそん, しょゆうまた, かんり, ちんたい
都道府県, 市町村などが所有又は管理する賃貸

じゅうたく
住宅。

6. まがり, へや, いがい
間借りした部屋で, 3~5以外のもの。

7. ぐるーぷほーむ, けあほーむ, ふくしほーむ, また かいご
グループホーム, ケアホーム, 福祉ホームなど。又介護

ほけん, にんちしようたいおうがた ぐるーぷほーむ, じちたいどくじ
保険の認知症対応型グループホームや自治体独自の

じぎょう, おこな, ふく
事業で行われているものも含む。

8. せんたくし, いがい
選択肢1~7以外のもの。

<p>とい 問 5</p> <p>いっしょ く かぞく 一緒に暮らしている家族</p> <p>お 答 えください。あては まるものすべてに○をして ください。</p>	<p>げんざい だれ く せんたくし 現在、誰と暮らしているのかについて、選択肢1~4に○を してください。一入暮らしの方は6に○をしてください。なお以下 にお住まいの方は記入は不要です。グループホーム、 ケアホーム、福祉ホームなど。(介護保険の認知症 たいおうがたぐるーぷほーむ、じちたいどくじ、じぎょう おこなわれて 対応型グループホームや自治体独自の事業で行われて いるものも含みます。)</p> <p>こんご 今後、どのように暮らしたいかについて答えてください。わからな い場合は、選択肢7に○をしてください。あてはまるものが選 択肢1~5までない場合は選択肢6に具体的に記入して ください。子どもの場合はおとなになったときにどのような暮らし をしたいかあてはまるものに○をしてください。なお現在のまま でよい方は選択肢1に○をしてください。</p> <p>しうがい にじょう にじょうせいかつじょう 障害により日常生活上でご自身が不自由に感じたり、生活の せいかつじょう ししょう 生活上の支障が しうじはじめた(支障が あると気づいた)のは なんさい 何歳ごろですか。</p>
---	--

とい
問8

にちじょう 生活上の

支障が生じはじめた

(支障があると気づいた)

あと、支障の度合いは

へんか
変化していますか。あて
はまるもの1つに○をして
ください。

とい
問9

おおむねこの6ヶ月の

あいだに、障害による

にちじょうせいかつおくうえ
日常生活を送る上

での支障はどの程度

生じましたか。あてはま
るもの1つに○をしてください。

にちじょうせいかつじょうしきょう
日常生活上の支障が生じはじめた後の変化について
て、あてはまるもの1つに○をしてください。わからない場合は
せんたくし選択肢5に○をしてください。

しきょうがいにちじょうせいかつじょうしきょう
障害による日常生活上の支障について、直近6
かげつかんじょうきようこたただが
ヶ月間の状況について答えてください。に但し書き(※1
～3)にあるように、障害に関係のない一時的なもの、
にゆういんきかんふく
入院期間は含めないでください。また継続的な見守り
とうひつようばあいせんたくし
等が必要な場合は選択肢1に○をしてください。

とい
問 10

おおむね この 6 ケ月 の
あいだ にちじょうせいかつ
おくうえ ししょう
送る上での支障はどの
ようなものでしたか。あて
はまる 状態 に○を1つ
してください。

(それぞれの選択肢の状態の基本的な考え方)

1 ひとり いっぱんてき しゃかいせいかつ じかん なが
一人でできる…一般的な社会生活の時間の流れ

そ ほか ひと えんじょ かいご じぶん おこな
に沿って、他の人からの援助や介護なしで自分で行え
る 状態です。(補装具や福祉用具を使用しても構いません。)

2 じかん ひとり ほか ひと えんじょ かいご
時間をかければ一人でできる…他の人からの援助や
介護なしで自分で行えますが、一般的な時間よりも長
じかん よう じょうたい ほそうぐ ふくしょく しよう
い時間を要する 状態です。(補装具や福祉用具を使用しても
構いません。)

3 みまも こえか どうさ
見守りや声掛けがあればできる…動作そのものはできます
が、それに取りかかるためには誰かが声を掛けたり、その動作
がきちんと最後までできるかを見守って、必要な指示をするこ
とが求められる 状態です。(この場合、時間がかかってもで
きれば「一部介助(全部介助)が必要」には該当しませ
ん。)

しかくしょうがいのかた しょくじ せんたく ひとり
視覚障害の方などで、食事や洗濯など、一人でできる
が、介助があった方が洗濯物の汚れの確認ができる
ばあい しょくじ とう ばあい がいとう
場合や、食事がしやすい等の場合が該当します。

4 いちぶかいじょ ひつよう どうさ
一部介助が必要…その動作をやりとげるためには、

だれ どうさ いちぶ ほんにん か おこな しんたい
誰かが動作の一部を本人に代わって行ってたり、身体を
支えるなどの具体的な援助や介護が必要な状態で
す。(この場合、時間がかかるても一部介助で動作ができる
ば「全部介助が必要」には該当しません。)

5 全部介助が必要…その動作のすべてを行うことが困難
であり、だれ どうさ か おこな じょうたい
誰かに動作を代わって行ってもらったりする状態
です。

6 経験がない・機会がない…①障害のある乳幼児な
ど年齢的にその動作を行なう経験や機会がない場合を
そういう想定しています。②それまでの生活の経験や環境か
らその動作を経験する機会がないために、実際にできるか
どうかわからない場合を想定しています。

「食事をする」

- ・家庭での食事についての質問です。食事の形態（例
きざみ食、流動食）は問いません。本人が食卓につ
き、配膳された状態で食事ができるかについてお答えく
ださい。
- ・特別なスプーン等の機器を使用しても、他の人の介護が
なければ「一人でできる」としてください。
- ・食事は一人でできるが、座っている姿勢を維持するために
支えることが必要な場合は「一部介助が必要」としてくだ
さい。
- ・視覚障害者が、一人で食事ができるが、パランやソースや
醤油の袋などを口にいれないようにするため支援が必要
な場合は「見守りや声掛けがあればできる」を選択してくだ
さい。
- ・好きな物しか食べない、食事を終わらせることができないなど
のためにつききりでの介助が必要な場合は「全部介助
が必要」としてください。
- ・ベッドから食卓への移動については「家のなかを移動する」
でお聞きしますので、ここでのお答えはいりません。
- ・食卓をきれいにして、食器を並べる。食べた後、食器を
かたづけるという、配膳や下膳の動作についての質問で

す。

・調理や料理の食器への盛り付け、下膳した食器の

せんじょう 洗浄はここではお聞きしていません。

「衣服の着脱をする」

・下着から上着までの衣服を着たり、脱いだりする動作について

しつもん の質問です。

・靴下のみ介助してもらっており、他は自分でやっているよ

うな場合は「一部介助が必要」としてください。

・衣服は自分で着られるのだが、その場に適した衣服の選択

に支援が必要であったり、衣服の組み合わせに助言が

ひつよう ぱあい みまも こえか
必要な場合は、「見守りや声掛けがあればできる」としてください。

「排せつをする」

・排尿や排便に関する動作についての質問です。

・人工肛門や人工膀胱、自己導尿などの方は、

ほんにん じこかんり ぱあい ひとり
本人が自己管理している場合は「一人でできる」としてください

い。また、時間をかければ本人が一人でできるがトイレに間に

あわないため介助したり、おむつを使用している場合は「時間

ひとり をかけば一人でできる」としてください。

・ベッドからトイレまでの移動については「家のなかを移動する」

でお聞きしますので、ここでのお答えはいりません。

「入浴する」

・お風呂で身体を洗ったり、浴槽に入る動作についての質問です。ただし、いつもシャワー浴で浴槽に入らない方

は、いつもの入浴方法でお答えください。また、入浴のさい、いふくちゃくだつ際の衣服の着脱についてはここではお聞きしません。

・福祉用具を利用すれば一人でできる(または一部介助でいい)場合は「一人でできる」(または「一部介助が必要」)としてください。

「家のなかを移動する」

・自宅(自室)の中での、生活上必要な移動(トイレへ行く、食事に行く、居間に行く、玄関に行く等)についての質問です。

・車椅子や杖等の補装具を利用すれば特に介助を必要としない場合には「一人でできる」としてください。

・車椅子等を使用すれば一人でできるが、自宅が狭くて利用できないなどの環境上の理由から介助を受けている場合は「時間をかけければ一人でできる」としてください。

みまわそうじせいり
身の回りの掃除、整理
せいとん
整頓をする。」

・自分の身辺の清掃を行ったり、周りの物を使える状態に整理整頓する動作についての質問です。

・掃除や整理整頓はできるが、掃除や整理整頓にこだわ

「洗濯をする」

てしまい生活に支障が生じるような場合には「一部

介助が必要」又は「全部介助が必要」としてください。

・施設などの広い場所では一人でできたが、自宅の限られた

スペースでは介助を必要とする場合は「時間があれば一人でできる」としてください。

・衣服を洗濯機等を利用して洗い、それを干し(乾燥機利用

も可)、衣料を収納する動作についての質問です。

・施設や病院などでは自分でできたが、自宅では機器等の

関係で介助してもらっている場合には「時間をかければ

一人でできる」としてください。

「日常の買い物をする」

・食料品等の日常生活に関する買い物に関する

質問です。目的とする商店に行くことができるのか、

必要な品物を選択することができるのか、商店とのやり

とりはできるのか、購入した商品を適切に持ち帰れる

のかを伺います。なお、金銭の受け払いについては

「金銭管理をする」でお聞きしますので、ここでのお答えはございません。

「金 銭 管理をする」

- ・ 金 銭 感 覚 の 有無、状 況 に 応じた 金 銭 の 授 受、
商 品 の 購 入 時 の 支 払 い な ど の 経 済 活 動 に 関 す る
しつもん 質 問 です。
- ・ 日 常 生 活 自 立 支 援 事 業 や 成 年 後 見 制 度 の
利 用 者 は、「一 部 介 助 が 必 要」と し て く だ さ い。
- ・ 著 し い 無 駄 使 い、衝 動 的 な 買 い 物 な ど に よ り 支 援 が
必 要 な 場 合 は、そ の 支 援 状 況 に よ り 「一 部 介 助 が
必 要」又 は「全 部 介 助 が 必 要」と し て く だ さ い。

「服 薬 管理をする」

- ・ 医 療 機 関 か ら 投 薬 さ れ た 医 薬 品 を、指 示 に 従 つ て
服 用・塗 布 な ど す る こ と、ま た 医 薬 品 を 適 切 に 管理 で き る
か に 関 す る 質 問 です。
- ・ 服 薬 や 医 薬 品 の 管理 は 自 分 で や っ て い て も、訪 問
看 護 師 等 に よ る 服 薬 管理 を 受 け て い る 場 合 は「一 部 介 助
が 必 要」と し て く だ さ い。
- ・ 服 薬 は 自 分 で で き る が、服 薬 を 忘 れ る の で 家 族 が 声 掛 け
し た り、医 薬 品 を 管理 し て い る 場 合 は、「見 守 り や 声 掛 け が
あ れ ば で き る」と し て く だ さ い。
- ・ 過 度 に 薬 を 飲 み だ し する た め 家 族 が 服 薬 を 管理 し て い る
場 合 に は「全 部 介 助 が 必 要」と し て く だ さ い。

・服薬をしていない、医療機関での注射などで自宅での投薬がない場合には「経験がない・機会がない」としてください。

「自分の意思を伝える」

・自分の意思を他の人に伝えることができるかに關する質問です。ここでは言葉や音声によって伝えるだけではなく、自分の思いを言葉にできるか、人に話しかけられるかななど幅広い意味でのコミュニケーションについてお伺いします。

・特定の人とは、家族や友人など身近な人々やかかりつけの医療機関の医師や看護師など、通所している施設の職員などの本人の障害などを理解している方のことです。

・特定の事柄とは、食事やトイレなど、本人と特定の人との間で合意されているものだけということです。

・手話通訳等とは、手話通訳の他に要約筆記、指点字等聴覚機能に代わるものです。

「相手の意思を理解する」

・自分以外の他者とのコミュニケーションができるのかに 関す

る 質問です。ここでは言葉や音声によって伝わるかだけ

なく、相手の発言を理解できるのか、会話が成立するの

かなど 幅広い意味でのコミュニケーションについてお伺いします。

・特定の人とは、家族や友人など身近な人々やかかりつけの医療機関の医師や看護師など、通所している施設の

職員などの本人の障害などを理解している方のことです。

・特定の事柄とは、食事やトイレなど、本人と特定の人との間で合意されているものだけということです。

・手話通訳等とは、手話通訳の他に要約筆記、指点字等聴覚機能に代わるものです。

「医療的ケア」(通院や在宅における医療的な支援の必要性)

・在宅で生活する上で必要とされる医療的ケアに 関する質問です。ただし、服薬管理については「服薬管理を

する」とお聞きしますので、ここでのお答えはいりません。

・自己導尿されており、特に訪問看護師等から常時の指導が不要な場合は記入は不要です。

・その他には、医療機関から処方されたケア、医師や

かんごしどう しじ かんり もと おこな きにゅう
看護師等の指示や管理のもとで 行われるものを記入してください。

とい
問 11

ど の よ う な 原 因 で

しょ う が い も
障 害 をお 持 ち に な り ま
し た か。

「障害」(生活のしづらさ)の原因について選択肢 1

～7までのうち當てはまるものに○をしてください。

1 病気

なん あ
何らかの病気が原因のもの。

2 事故・けが

こうつうじこ
交通事故やけがが原因のもの。戦災や、労働災害

による傷害を含みます。

3 災害

ふうすいがい じしん かさい せんさい う しょ う
風水害、地震、火災、戦災などによって受けた傷病

が原因のもの

4 出生時の損傷

かんしぶんべん とうぶ そんしよう
鉗子分婉などによる頭部の損傷など

5 加齢

じこ びょうきいがい
事故や病気以外のもので、加齢(年齢)によるもの

6 その他

1～5に分類することができないものや生まれた時からのもの。

7 不明

なに が 原因 わ
何 が 原因 か分からぬもの

とい
問 12

これまで知的 障害 とし
て判定・診断された
ことはありますか。

これまでに知的 障害 や 精神 発達 遅滞 と 判定 、

しんだん う
診断を受けたことがある場合は「1」に○をしてください。
りょういくてちょう も
療育手帳を持っている人は回答する必要はありません
ん。(問 16-(1)で聞きます)

とい
問 13

これまで発達障害と
して診断されたことはあ
りますか。

これまでに発達障害と診断されたことがある場合は「1」
に○をしてください。

はったつ しょうがい
発達障害とは、あすべるがー じょうこうぶん その他の
こうはんせい はったつ しょうがい
広汎性 発達障害 、 学習 障害 、
ちゅういいけつかんたどうせい じょうがい
注意欠陥多動性障害などをいいます。

とい
問 14

これまで高次脳機能
障害として診断
されたことはあります
か。

これまでに高次脳機能障害と診断されたことがある場合
は「1」に○をしてください。

とい
問 15

おおむねこの6ヶ月以内
に、身体的または
精神的に具合が

いちじてき かぜ のぞ つき
一時的な風邪やけがによるものを除き、次のような場合は
「1」に○をして問15-(1)に進んで下さい。
・10ページの問15-(1)の【障害の症状】にあてはまる
症状があつた方。

わるいところはありますか。	<p>・10 頁の問15-(1)の【障害の症状】にあてはまる 症状を予防するために通院または薬を服用している 方。</p> <p>・その他、身体的または精神的に具合が悪いところがあ る方。</p>
とい 問 15-(1)	とい 問 15 で「1」と回答した方のみに聞きます。
あなたの症状はどの ようなものですか。	<p>おもしうまな症状を3つまで選んで○をして補問2に進んでください。</p> <p>1~35に当てはまる症状がない場合、選択に迷う場合は、「36 その他」に○をつけ()にその症状を書いてください。</p> <p>例: ストマのある方は、「36 その他」にその旨を記入してください。</p>
とい 問 15-(2)	とい 問 15 で「1」と回答した方のみに聞きます。
どのような病気で体 の具合が悪い状態 が生じていますか。	<p>10 頁の問15-(1)の症状の原因と思われるものを3つ まで選んで○をしてください。</p> <p>1~39に当てはまる病気の名前がない場合、選択に迷う場合は、「40 その他」に○をつけ()にその病気の名前を 書いてください。病気の名前が分からぬ場合は「41 その他」に○をつけてください。</p>

<p>とい 問 16</p> <p>しょうがいしや かん する 障害者に 関する</p> <p>てちょう も 手帳をお持ちですか。</p>	<p>しょうがいしや かん する 手帳(身体障害者手帳や りょういくてちょう せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう も 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの ばあい 場合には「1」に○をして問16-(1)に進んでください。</p> <p>しょうがいしや かん する 手帳をお持ちでない場合には「2」に○ すす をして(5)に進んでください。</p>
<p>とい 問 16-(1)</p> <p>(しょうがいしや のための てちょう も持っている かた)お 持ちの 手帳の 種類は どれですか。</p>	<p>とい 問 16 で「1」と回答した方のみに聞きます。 しんたいしょうがいしやてちょう も 「身体障害者手帳」を持っている場合には「1」に○をし て とい 問 16-(2)に進んでください。 りょういくてちょう す 「療育手帳(住んでいるところによって愛護手帳、みどり の手帳、愛の手帳とも言います)」を持っている場合には てちょう あい てちょう い も 「2」に○をして補問3に進んでください。</p>
<p>とい 問 16-(2)</p> <p>(しんたい 身体障害者 てちょう も持っている かた) しんたいしょうがい しゅるい 身体障害の種類 とうきゆう と等級はどのように</p>	<p>とい 問 16-(1)で「1」と回答した方のみに聞きます。 てちょう か しょうがい しゅるい とうきゆう 手帳に書いてある障害の種類、等級に○をしてください。 さいご そうごうはんてい らん がいとうとうきゆう 最後に「総合判定」欄の該当等級に○をしてくだ</p>

にんてい
認定されていますか。

さい。

とい
問16-(3)

りょういくてちょうとう もつ
(療育手帳等を持つ

かた ちてきしょがい
ている方)知的障害

とうきゅう 等級はどのように

はんてい
判定されていますか。

りょういくてちょうとう きさい
療育手帳等に記載さ

れています等級をお答え

ください。

とい
問16-(4)

せいしんしょがいしゃほけん
(精神障害者保健

ふくしてちょう も
福祉手帳を持っている

かた せいしんしょがいの
方)精神障害の

とうきゅう 等級はどのように

はんてい
判定されていますか。

せいしんしょがいしゃほけん
精神障害者保健

ふくしてちょう きさい
福祉手帳に記載されて

いる等級をお答えくだ

さい。

とい
問16-(1)で「2」と回答した方のみに聞きます。

てちょう か ていど なか か
手帳に書いてある程度を口の中に書いてください。

とい
問16-(1)で「3」と回答した方のみに聞きます。

てちょう か とうきゅう
手帳に書いてある等級にあてはまるものに○をしてください。

とい
問 16-(5)

(障害者 のための

てちょう も 持っていない

かた) 障害者 のための

てちょう も 持っていない 理由

なん
は 何ですか。

とい
問 17

げんざい 現在、どのくらい 医療

きかん 機関にかかっています
か。

とい
問 18

こうひ ふたん いりょう せいど
公費負担 医療制度を
りよう 利用していますか。

とい
問 16 で「2」と回 答した 方のみに聞きます。

も 持っていない 理由としてあてはまるものに○をしてください。

いちじてき かぜ のぞ しんたいてき せいしんてき
一時的な風邪やけがを除き、身体的または精神的に

ぐあい わる いりょうきかん かいすう
具合が悪いために医療機関にかかっている 回数です。こ

さいきん こ最近 のおよその 状況 ちか
でもっとも 近いものに○をしてく
ださい。

いりょうひ こうひふたん せいど
医療費の公費負担制度について聞きます。

つうじょう こうてき いりょう ほけん きょうかい くみあい けんぽ
通常の公的 医療保険(協会 けんぽ、組合 健保、
こくみん けんこう ほけん せんいん ほけん ひやとい けんこう ほけん
国民健康保険、船員保険、日雇健康保険、

きょうさいくみあい こうきこうれい しやいりょう せいど いがい こうてき
共済組合、後期高齢者 医療制度)以外の公的な

いりょうひ ふたん せいど りよう ばあい
医療費負担制度を利用している場合は、1~6のあてはまる
ものに○をしてください。

みんかん いりょう ほけん ふく
民間の医療保険は含みません。

りよう かた りよう りよう ばあい
利用していない 方で、利用したいが利用できない場合は「7」に
○を、それ以外は「8」に○をしてください。

とい
問 19

しょうがいしゃじりつしえんほう
障害者自立支援法
による福祉サービスを
りょう
利用していますか。

しょうがいしゃじりつしえんほう
障害者自立支援法による福祉サービスを利用している方

は「1」に○をして補間に進んでください。

りょう
利用したいが、利用ができない場合は「2」に、利用していない
ばあい
場合は「3」に○をしてください。

しょうがいしゃじりつしえんほう
障害者自立支援法による福祉サービスには次のような

サービスがあります。

<介護給付>居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問

介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童

ていきサービス、短期入所(ショートステイ)、療養介護、

せいかつ介護、施設入所支援、共同生活介護

けあほーむ
(ケアホーム)

<訓練等給付>自立訓練、就労移行支援、就労

継続支援、共同生活援助(グループホーム)

<補装具の給付>

<地域生活支援事業>相談支援事業、

こみゅにけーしょんしえんじぎょう
コミュニケーション支援事業(手話通訳・要約筆記、点訳

とうおこなものはけんとう
等を行なう者の派遣等)、日常生活用具

	<p>きゅうふじぎょう いどうしえんじぎょう がいどへるぶ ちいきせいかつ 給付事業、移動支援事業（ガイドヘルプ）、地域生活</p> <p>しえんせんたーじぎょう にっちゅういちじしえんじぎょう せいかつしえん 支援センター事業、日中一時支援事業、生活支援</p> <p>じぎょう ふくしほーmuじぎょう ほうもんにゅうよくさーびす じちたい 事業、福祉ホーム事業、訪問入浴サービスなど（自治体</p> <p>さーびす こと によってサービスが異なります）</p>
とい 問19-(1)	<p>とい 問19で「1」と回答した方に聞きます。</p> <p>しょうがい いどくぶん にんてい う かた は「1」に○をし、 障害程度区分の認定を受けた方は「1」に○をし、</p> <p>はんてい う しょうがい いどくぶん ない 判定を受けた障害程度区分を()内の1~6のあてはま すうじ る数字に○をしてください。</p> <p>にんてい う ひがいとう はんてい かた は「2」に○を 認定を受けたものの非該当と判定された方は「2」に○を してください。</p> <p>にんてい う ぱあい 認定を受けていない場合は「3」に○をつけてください。 げんざいしんせいちゅう ぱあい 現在申請中の場合も「3」に○をしてください。</p>
とい 問20	<p>かいごほけんほう さーびす りよう ぱあい 介護保険法によるサービスを利用している場合は「1」に○を</p> <p>とい して問20-(1)に進んでください。</p> <p>かいごほけんほう さーびす りよう ぱあい 介護保険法によるサービスを利用したいが利用できない場合 は「2」に、利用していない場合は「3」に○をして問21に進 んでください。</p>
とい 問20-(1)	<p>とい 問20で「1」と回答した方に聞きます。</p> <p>かいごほけん ようかいごにんてい がいとう ようかいご 介護保険による要介護認定で該当する要介護度に○</p>